

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成27年11月12日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

國民年金關係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

國民年金關係 1件

厚生年金保険關係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第 1500147 号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国) 第 1500034 号

第1 結論

平成 11 年 4 月から平成 12 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されたいた期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 52 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 11 年 4 月から平成 12 年 3 月まで

私は、平成 8 年 4 月に大学へ入学し、20 歳になったときに、母の勧めで国民年金に加入するとともに国民年金保険料の免除申請手続を行ったと記憶している。請求期間に係る免除申請についてはどうのように手続したか覚えていないが、この年だけ免除申請手続を行わなかつたとは思えない。当時の手續については母が知っていると思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録における請求者の国民年金保険料の免除申請日は、平成 9 年度については 20 歳に到達した平成 9 年 * 月 * 日、平成 10 年度については平成 10 年 5 月 28 日とされており、当該各年度における免除申請はいずれも承認されていることが確認できる。

また、請求期間における国民年金保険料の免除申請手続の状況について、請求者の母は、訪問してきた市役所の担当者に、請求者と娘(請求者の妹)の二人分の免除申請書を提出した旨陳述しているところ、オンライン記録において、請求者の妹の免除申請日は平成 11 年 5 月 31 日とされ、当該免除申請は承認されていることが確認できることから判断すると、請求者の母が、請求者の妹の免除申請手続と一緒に請求者の免除申請手続を行っていたと考えても不自然ではない。

さらに、請求者は、請求期間を含め学生時代はアルバイトをほとんどせず、収入はなかった旨陳述している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第1500133号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国) 第1500035号

第1 結論

昭和63年8月から平成元年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和39年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年8月から平成元年3月まで

私は、請求期間において、アルバイトをしていたが、父が私の国民年金の加入手続をして、国民年金保険料を毎月A町役場(現在は、B市役所)若しくはC信用金庫D支店で納付してくれた。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和63年8月頃、請求者の父が請求者の国民年金の加入手続をし、毎月国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、請求者の父は、請求者に係る国民年金の加入手続及び納付等について覚えておらず、具体的な陳述は得られないことから、請求者の請求期間に係る国民年金保険料の納付状況は不明である。

また、請求者の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所(当時)からA町に払い出された番号の一つであり、請求者の国民年金手帳記号番号の前後の第3号被保険者の記録から、請求者の国民年金の加入手続は、平成元年7月頃行われたものと推認できることから、請求者の主張と相違している。

さらに、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第 1500118 号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚) 第 1500067 号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 33 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和 59 年 8 月 1 日から昭和 63 年 7 月 31 日まで
② 平成 11 年 8 月 25 日から平成 12 年 12 月まで

私は、A社に勤務していた請求期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与支給額(30万円)に比べて低額となっているので、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

また、B社の厚生年金保険被保険者の記録は平成 10 年 6 月 5 日から平成 11 年 8 月 25 日までとなっているが、請求期間②においても同社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、調査の上、被保険者として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、A社は、平成 22 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、平成 24 年 2 月 * 日に破産しているところ、請求期間①当時の事業主は、当時の賃金台帳等の資料を保管しておらず、請求者に係る給与支給額及び厚生年金保険料の控除額について記憶していない旨陳述し、同社の元破産管財人は、資料は破産手続廃止時に廃棄した旨陳述していることから、請求者が主張する請求期間①に係る給与支給額及び保険料控除額を確認することができない。

また、A社において請求期間①当時に厚生年金保険被保険者であった者に照会したところ、請求者と同じトラック運転手であったとする 3 人の元同僚から回答が得られたが、当該 3 人は給与明細書を所持しておらず、そのうちの 2 人は、給与支給額及び厚生年金保険料控除額

について不明と回答しているほか、残る1人は、自身の標準報酬月額は実際に支給された支給額とおおむね同じだったと思うと回答している。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によると、請求者の標準報酬月額が他の同僚と比較して著しく低額であるとは必ずしも認められない。

加えて、請求者は、請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めるることはできない。

2 請求期間②について、雇用保険の加入記録によると、請求者のB社における離職日は平成11年8月23日となっており、請求者が請求期間②において同社に勤務していたことを確認することができない。

また、B社は平成18年5月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求期間②当時の事業主に照会したが、回答が得られない上、元総務経理担当役員は、請求者の当時の勤務実態について覚えていない旨陳述している。

さらに、B社の元同僚2人は、いずれも請求者を記憶しているものの、請求者の退職時期については覚えていない旨回答又は陳述しており、請求者の請求期間②における勤務について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間②における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めるることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第1500128号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚) 第1500068号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和13年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和29年8月から昭和30年4月まで

私は、請求期間において、A社B(C)工場に勤務し、すだれ、釣り竿等の竹製品を加工・輸出する作業に従事していたが、同社における厚生年金保険の被保険者記録がない。同社は、Dの関連会社であり、当時、E本社、B工場、F工場(G県)があった。私が同社B工場に勤務していたことは間違いないので、調査の上、請求期間を被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者のA社に係る具体的な陳述が同社から提出された「A50年史」等に記載されている内容や元従業員の回答と符合することから、期間の特定はできないものの、請求者がH市I区にあったA社の工場に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)により、H市J区(現在はK区)L町にA社という名称の厚生年金保険の適用事業所が確認できるが、請求者が入社したとする時期より前の昭和27年2月1日に適用事業所ではなくなっているほか、請求期間において、厚生年金保険の適用事業所であったA社(M市)及び同社N部O作業所(G県P市)並びに請求期間の一部において厚生年金保険の適用事業所であった同社Q支店に係る被保険者名簿を確認したが、請求者の記録は見当たらず、健康保険番号に欠番もない上、請求者が名前(姓のみ)を挙げた同僚の記録も確認できない。

また、請求者は、給与明細書等を所持しておらず、A社は、請求期間に係る人事記録及び賃金台帳等は保存していないため、請求者の勤務実態、厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料の給与からの控除については不明としている上、A社(M市)等において、請求期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したが、請求者を記憶している者はおらず、請求者の請求期間における厚生年金保険への加入状況について確認することができない。

このほか、請求期間において、請求者がA社により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。